

| | | |
|---|--|--------------|
| 受理官庁 I N | インド特許庁 | 附属書 C I N |
| 右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁 | インド | |
| 国際出願の作成に用いることができる言語 | 英語又はヒンディー語 ¹ | |
| 配列リストにおける言語依存フリー テキストのために認められる言語 | 上述した言語と同じ ² | |
| 願書の提出に用いることができる言語 | 英語 | |
| 紙形式について受理官庁が要求する部数 | 2 | |
| 受理官庁は電子形式による国際出願を 認めるか？ ^{3, 4, 5} | 認める。受理官庁はe PCT出願による電子出願を認める。 | |
| 受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？ | 認めない | |
| 管轄国際調査機関 | オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、中華人民共和国 国家知識産権局 (CNIPA)、欧州特許庁、インド特許庁、 日本国特許庁 (JPO)、スウェーデン知的所有権庁 (PRV) 又は米国特許商標庁 | |
| 管轄国際予備審査機関 | オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、中華人民共和国 国家知識産権局 (CNIPA) ⁷ 、欧州特許庁 ⁶ 、インド特許庁、 日本国特許庁 (JPO) ⁷ 、スウェーデン知的所有権庁 (PRV) 又は米国特許商標庁 ⁷ | |

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 2 受理官庁はPCT規則12.1(d)に基づき認める言語を国際事務局に具体的に通告していない。
- 3 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 4 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26XMLフォーマットに準拠したものを提出しなければならない。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。受理官庁がこのフォーマットでの電子形式による国際出願を受理しない場合、その国際出願は受理官庁としての国際事務局に送付される（PCT規則19.4(a)(ii)2）。
- 5 関連する受理官庁の通告については、2014年11月13日付公示（PCT公報）171頁以降参照。
- 6 この官庁は、国際調査を同官庁、オーストリア特許庁若しくはスウェーデン知的所有権庁（PRV）が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。
- 7 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

| I N | インド特許庁 (続き) | I N |
|---|---|---|
| 受理官庁に支払うべき手数料 | 通貨：インド・ルピー (INR) 及び米国・ドル (USD) | |
| | 自然人・新興企業 ・小企業 | 単独での又は 自然人・新興企業 ・小企業を伴う その他の企業 |
| 送付手数料 | | |
| —電子出願 | 無料 | 無料 |
| —紙出願 | INR 3,500 | 17,600 |
| 国際出願手数料 ⁸ | USD 1,437 (1,346) ⁹ (1,435) ¹⁰ | |
| 30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁸ | USD 16 (15) ⁹ (16) ¹⁰ | |
| 減額 (手数料表第4項に基づく) : | | |
| 電子出願 (文字コード形式による願書) | USD 216 (202) ⁹ (216) ¹⁰ | |
| 電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約) | USD 324 (304) ⁹ (324) ¹⁰ | |
| 調査手数料 | 附属書D (AT), (AU), (CN), (EP), (IN), (JP), (SE) 又は (US) 参照 | |
| | 自然人・新興企業 ・小企業 | 単独での又は 自然人・新興企業 ・小企業を伴う その他の企業 |
| 優先権書類の手数料 ¹¹ | | |
| —オンライン送信 | | |
| 30頁まで | INR 1,000 | 5,000 |
| 31頁目以降の各頁につき | INR 30 | 150 |
| —紙形式での送付 | | |
| 30頁まで | INR 1,100 | 5,500 |
| 31頁目以降の各頁につき | INR 30 | 150 |
| 受理官庁は代理人を要求するか? | 不要, ただしインド国内に送達用あて名が要求される | |
| 誰が代理人として行為できるか? | 国内官庁に対して手続するために登録されている弁理士 ¹² | |

8 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。

9 括弧内の額は2023年1月1日から適用される。

10 括弧内の額は2023年3月1日から適用される。

11 インド特許庁はWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) 参加官庁である (附属書B1参照)。寄託官庁として優先権書類の証明付謄本をDAS経由で利用可能としている官庁を介する場合、手数料は不要である。

12 登録弁理士のリストは受理官庁の次のウェブサイトから入手できる。
<http://ipindiaservices.gov.in/Agentregister/patent-agent.aspx>